

山形県みどり豊かな森林環境づくり推進事業 審査要領（案）

山形県みどり豊かな森林環境づくり推進事業審査要領対照表

平成31年度	令和2年度
<p>第1 趣旨</p> <p>この要領は、<u>平成31年度</u>山形県みどり豊かな森林環境づくり推進事業を審査するにあたり、必要な事項について定めるものとする。</p> <p>第2 審査方法</p> <p>1 <u>平成31年度</u>山形県みどり豊かな森林環境づくり推進事業募集要領に基づき応募された事業提案（以下「提案事業」という。）について、第1次審査及び第2次審査により総合的に判断し、採択の可否を決定する。</p> <p>2 【略】</p> <p>3 第1次審査は、応募を受けた総合支庁長（以下「支庁長」という。）が行い、その結果を<u>平成31年2月25日</u>（月）までに別記様式第1号により環境エネルギー部長（以下「部長」という。）に副申する。</p> <p>4 【略】</p> <p>5 部長は、第2次審査の結果を踏まえ採択の可否及び交付額を決定し、その結果を<u>やまがた緑県民会議</u>に報告する。</p> <p>6 【略】</p> <p>第3 審査委員会</p> <p>1 審査委員会の委員は、環境エネルギー部の次長、環境企画課長及びみどり自然課長、総務部税政課長並びに農林水産部<u>林業振興課長</u>の5名で構成する。</p>	<p>第1 趣旨</p> <p>この要領は、<u>令和2年度</u>山形県みどり豊かな森林環境づくり推進事業を審査するにあたり、必要な事項について定めるものとする。</p> <p>第2 審査方法</p> <p>1 <u>令和2年度</u>山形県みどり豊かな森林環境づくり推進事業募集要領に基づき応募された事業提案（以下「提案事業」という。）について、第1次審査及び第2次審査により総合的に判断し、採択の可否を決定する。</p> <p>2 【略】</p> <p>3 第1次審査は、応募を受けた総合支庁長（以下「支庁長」という。）が行い、その結果を<u>令和2年2月25日</u>（火）までに別記様式第1号により環境エネルギー部長（以下「部長」という。）に副申する。</p> <p>4 【略】</p> <p>5 部長は、第2次審査の結果を踏まえ採択の可否及び交付額を決定し、その結果を<u>やまがた緑環境税評価・検証委員会</u>に報告する。</p> <p>6 【略】</p> <p>第3 審査委員会</p> <p>1 審査委員会の委員は、環境エネルギー部の次長、環境企画課長及びみどり自然課長、総務部税政課長並びに農林水産部<u>森林ノミクス推進課長</u>の5名で構成する。</p>

<p>2 【削除】</p> <p>3 【削除】</p> <p><u>2</u> 審査委員会の委員長は、環境エネルギー一部次長をもって充てる。</p> <p><u>3</u> 審査委員会は、委員長が招集し、委員長は会議の座長となる。</p> <p><u>4</u> 審査委員会に係る庶務は、環境エネルギー一部みどり自然課が担当する。</p>	<p>2 <u>審査委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。</u></p> <p>3 <u>委員の代理出席は認めない。</u></p> <p><u>4</u> 審査委員会の委員長は、環境エネルギー一部次長をもって充てる。</p> <p><u>5</u> 審査委員会は、委員長が招集し、委員長は会議の座長となる。</p> <p><u>6</u> 審査委員会に係る庶務は、環境エネルギー一部みどり自然課が担当する。</p>
---	---